

令和 4 年 8 月 22 日

若手研究者海外挑戦プログラム報告書

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

受付番号 202180023

氏 名 奥田 弦希

若手研究者海外挑戦プログラムによる派遣を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。
なお、下記記載の内容については相違ありません。

記

1. 派遣先：都市名 ウィーン (国名 オーストリア)
2. 研究課題名 (和文)：二重主義体制下ハプスブルク帝国のムスリム及び対ムスリム政策
3. 派遣期間：令和 4 年 3 月 21 日 ~ 令和 4 年 7 月 18 日 (120 日間)
4. 派遣先機関名・部局名：ウィーン大学東欧史研究所
5. 派遣先機関で従事した研究内容と研究状況 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

報告者はウィーン大学東欧史研究所にて客員研究員として滞在し、同研究所のクズマニー氏を受入教員として在外研究に従事した。同研究所での滞在中には、クズマニー氏がリーダーを務める研究プロジェクト「ヨーロッパにおけるマイノリティ保護としての非領土的自治」に加わった。月に1-2回の同プロジェクトのチームミーティングに参加した他は、主にウィーン市に所在する文書館ならびに図書館に通い、資史料調査を行った。オーストリア国家文書館では、申請時の研究課題である二重主義体制下のハプスブルク帝国のムスリム住民やムスリム住民に対する政策についての未刊行史料を網羅的に収集した。とりわけ重点を置いたのが、帝国のオーストリア半部においてイスラームを公認宗教として規定した1912年イスラーム教法の成立過程に関する関係各省の史料である。共通外務省の文書に関しては、ボスニアに関する史料やオスマン帝国との外交文書を閲覧し、帝国のボスニア統治やオスマン帝国との外交関係が同法の成立にどのような影響を与えたかについて重要な示唆が得られた。帝国のオーストリア半部の関係各省(文部省・法務省・内務省)の史料からは、同法の成立過程における関係各省の主張の背景を立体的に理解する上で重要な示唆が得られた。特に今回の調査では、文書館員の方の力を借りつつ同時代の関係各省の目録から独自に史料を収集でき、さらに関係するカートン(箱)に入った史料を一枚一枚手でめくって風潰しに探索することで、2年前の調査では「所蔵なし」とされた誤配置された史料を発見することができた点は大きかった。今回の滞在で収集できた資史料は申請時の研究課題、さらには報告者の今後の研究において重要な位置を占めるものであると確信するとともに、歴史研究は地道な作業の積み重ねが重要であることを改めて実感し、現地の文書館で時間をかけて自分の手で史料を掘り出していくという何事にも代えがたい経験が得られたと考えている。

6. 研究成果発表等の見通し及び今後の研究計画の方向性 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

今回の派遣で得られた研究成果の一部に関しては、すでに滞在中に国内の学術誌に論文投稿を行った。今後の見通しについては、今回の滞在中で入手・撮影した史料を重点的に分析したのち、学会報告を行い、得られたコメントやフィードバックを踏まえて次の投稿論文の準備を進める予定である。本派遣によって集中的に文書館での史料調査を行うことができたことは、投稿論文の準備ならびに今後の研究においてきわめて重要であったように思われる。

今回の派遣ではコロナ禍のため申請時の研究計画から派遣開始を半年後ろ倒しし、さらに研究計画にあったイスタンブールならびにサラエヴォでの調査を断念したことにより派遣期間を2か月短縮し、ウィーン市内での調査に限定した。渡航時期・期間を変更したことにより、報告者がワクチン接種を3回目まで終えた状態で渡航でき、また渡航直後の4月よりウィーン市内での各種規制が緩和されたことから、現地での支障はほぼなく、ウィーンでの史料調査に関しては想定以上の成果が上げられたように思える。しかし今回の滞在中で入手した史料や二次文献からは、ボスニア統治を担当した共通財務省や、ボスニアのかつての支配者であるオスマン帝国といったアクターについてより掘り下げた分析を行う必要性を今後の研究上の課題として一層認識するに至った。共通財務省の文書に関してはサラエヴォのボスニア・ヘルツェゴヴィナ文書館に、オスマン側の文書に関してはイスタンブールの首相府オスマン文書館に所蔵されており、現時点では両文書館の訪問の見通しは立っていないが、滞在中に入手した目録や二次文献からは両文書館にある関連史料の一覧と概略を知ることができたため、目下の課題として次回の渡航までの間に両文書館での請求史料の洗い出しとリスト化を行う予定である。

7. 本プログラムに採用されたことで得られたこと (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

第一に、本プログラムの支援を得て、じっくりと時間をかけてウィーンで資史料調査を行い、国内からは入手困難かつ今後の研究に不可欠な史料や二次文献を収集できたことである。これに関してはすでに5で述べた通りである。

第二に、単なる史料調査にとどまらず、今回の滞在中の受入教員であるクズマニー氏や他の研究者と学術的な交流を深められたことである。クズマニー氏とは滞在中定期的に面談し、今後の研究計画について助言を得ることができた。さらに月に1-2回開催される研究チームの全体ミーティングでは、事務連絡のほか、担当者が現在執筆中の論文の原稿を用意し、他の参加者は事前にその原稿を読み込んだうえで内容について議論が行われたが、報告者にとって外国語で高度に学問的な議論を行う貴重な機会となった。

第三に、研究者としての目指すべき姿や生き方を考える機会が得られたことである。前述の全体ミーティングでクズマニー氏自身も執筆中の論文を持参し、教員・博士号取得者・学生の垣根を越えて、自由闊達な議論のなかで忌憚のない、それでいて建設的なコメントを受けていたことは、報告者にとって大きな驚きであった。この出来事からは、報告者自身も批判されることを恐れず、いつまでも自由な議論を楽しめる研究者でありたいと思うに至った。また様々な家庭の事情を抱える研究者が働きやすい環境が整えられていた受入先の研究チームでの滞在中を通じて、報告者自身もこうした環境を共に築いていける研究者でありたいと考えた。在籍した研究チームでは性別、さらにはテニユアの有無に関わらず育児休暇制度が整備されており、実際に育児休暇を取得する同僚もいたほか、勤務時間に関してフレックスタイム制が導入されていた。特にプロジェクトリーダーであるクズマニー氏自身が二児の父として、子供の学校の送迎のために夕方には仕事を終えて退勤していたことは、他の研究者や学生に対するロールモデルとして非常に大きな意味を持っていたように思えた。現在の日本の研究機関では育児休暇、特に男性の育児休暇の取得がまだまだ一般的ではないなかで、我が国においても様々な家庭の事情を抱える研究者が働きやすい環境が整えられることを一研究者として強く望むとともに、報告者自身も微力ながら今後そうした環境を整えるために貢献したいと考えている。

今後の研究のための資史料調査・収集の面でも、現地の研究者との交流においても、国内では得難い経験が得られた、きわめて有意義な滞在中であったと考えている。